

## 福島大学学術振興基金事業実施要領

制定 平成28年3月10日

改正 平成29年3月7日 平成30年2月14日 平成30年12月21日

平成31年4月1日

この要領は、福島大学学術振興基金規則第4条「事業内容」及び国立大学法人福島大学研究推進機構会議規程第2条「審議事項」に基づき、毎年度実施される事業及び公募方法等について定め、もって本学における学術研究、学術に関する国際交流の促進その他学術の振興を図ることを目的とするものである。

なお、福島大学学術振興基金の運用及び取扱にあたっては福島大学奨学寄附金取扱規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

また、毎年度の助成事業の総額は300万円とし、その範囲内で調整できるものとする。

### 1. 助成対象事業

助成対象事業は以下のとおりとする。

また、助成を受けた事業は原則として当該年度内に終了するものとする。

#### 1.1 研究協力に関する事業

学会参加助成（総額200万円）

国内学会参加助成

##### 【助成要件】

国内で開催される学会に研究成果を公表するために参加することが決定していること。

（対象学会は、当該年度内に開催初日を迎える学会とする。）

##### 【応募資格】

対象者は次の要件を満たす者であること。

指導教員が認める学会での研究成果の公表を行う本学の大学院に在籍する学生

##### 【助成額】

1件1人あたり2万円を上限とする。

ただし、助成額は実費額を超えない旅費及び登録料の計とし、5千円単位で支給する。また、助成は年1回までとする。

海外学会参加助成

##### 【助成要件】

海外で開催される学会に研究成果を公表するために参加することが決定していること。

（対象学会は、当該年度内に開催初日を迎える学会とする。）

（研究成果を公表しないが、国際会議等の役職者が、重要事項を審議する運営委員会等に参加する場合も含む）

#### 【応募資格】

対象者は次の要件を満たす者であること。

- 1) 本学教員
- 2) 指導教員が認める学会での研究成果の公表を行う本学の大学院に在籍する学生

#### 【助成額】

1件1人あたり10万円を上限とする。

ただし、助成額は実費額を超えない旅費及び登録料の計とし、5千円単位で支給する。本学教員については年1回まで、大学院に在籍する学生については、修士課程(博士前期課程を含む)で1回、博士後期課程で1回を限度とする。

### 1.2 学術振興に関する特別事業

#### (1) 学生・教育助成(総額80万円)

##### 【助成要件】

協定校への学生留学に関わる航空賃補助

##### 【応募資格】

(別途「国際交流センター」において募集する。)

#### (2) 事務職員特別研修事業助成(総額20万円)

##### 【助成要件】

資格取得、技術・資質向上等に係わる研修の受講料・旅費等の助成

##### 【応募資格】

(別途「人事課」において募集する。)

### 2. 申請方法

研究協力に関する事業については、所定の様式に必要事項を記入し、研究振興課へ提出すること。

学会参加助成……(様式1)

本学教員が直接申請すること。

### 3. 募集時期

第1回: 4月(対象: 4月1日~9月30日に開催の事業等)

第2回: 10月(対象: 10月1日~翌年3月31日に開催の事業等)

対象期間がまたがる場合は、開催初日を基準とする。(例: 学会開催日が9月29日~10月3日開催の場合 第1回の4月に申請)

### 4. 選考方法

学生・教育助成(国際交流センター)、事務職員特別研修事業助成(人事課)を除き、国立大学法人福島大学研究推進機構会議で書類選考並びに必要なに応じて申請者の説明を聴取し、審査の上決定する。

なお、助成額の決定にあたっては、申請状況とそれに応じた予算の状況等も勘案して総合的に判

断する。従って、助成額、助成件数、募集実施回数等は減額又は変更になることがある。

## 5. その他

- (1) 助成を受けた事業は、プログラム等で、福島大学学術振興基金の助成を受けている旨を明示すること。
- (2) 各事業終了後、成果報告書(様式2)を1か月以内に提出すること。なお、成果報告書を提出しない場合、本事業への一定期間の応募資格停止や使用した研究費相当額分の返還などを求める場合がある。
- (3) 成果報告書は原則として公開する。
- (4) 応募書類及び報告書の提出先：研究振興課